

茨城県で有機野菜の栽培・販売業を営む申立人の営業損害について、原発事故の影響により販売先との取引が停止・減少し、その後も取引が再開していない販売先もあること等の事情から、販売先に対する売上減少分について、事故の影響割合を8割として平成26年11月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（期間が記載された項目は記載された期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

#### 営業損害

- 1 A、B、Cおよび宅配便による直接販売にかかる逸失利益

金82万3588円

期間 自 平成26年2月1日 至 平成26年11月30日

- 2 D直売所にかかる逸失利益

金42万5159円

期間 自 平成23年3月11日 至 平成26年12月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、合計金124万8747円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとす

る。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年5月9日

(仲介委員 犬塚浩)